

## 第 2 回群馬県障害を理由とする差別解消条例（仮称）検討会の主な意見

（開催後に提出された意見票の意見を含む）

## 1 素案について

- ア 「**県の責務**」「**市町村の役割**」で県と市町村の連携・協力について規定しているが、当事者団体が県に要望を挙げても市町村に伝わっていない。県に挙げた要望は県から市町村に伝えて欲しい。（高森委員・群馬県自閉症協会）
- イ 「**県民の役割**」で、障害者は自らの障害の特性や必要な支援について伝えるよう努めるとあるが、これは個人情報さらけ出すことでもあり、本当に勇気のいることである。そのことを県民は絶対に忘れてはいけない。個人情報は本当に大切である。重々頭に入れて取り組んでいただきたい（片山委員・群馬県精神障害者社会復帰協議会）
- ウ 「**県民の役割**」で、「支援を求めやすい社会」とあるが、差別の解消の推進であれば、「支援を受けられる社会」としてはいかがか。（山本委員・群馬弁護士会）
- エ 「**県民の役割**」について、障害者自らが困っていることを周囲に伝えなければならぬというように受け取れるが、それよりも、障害者の困りごとを、県民の方々は人ごとにしないうで、自らのことのように受け止めるような社会であって欲しいと思うので、続きの文章入れるなど、工夫をしていただきたい。（中島委員・群馬県知的障害者福祉協会）
- オ 「**障害を理由とする差別の定義**」について、たたき台では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」の二つだけで定義していたが、障害を理由とする差別が、果たしてこの二つだけなのか疑問である。この二つ以外にも障害を理由とする差別に当たることはあるのではないか。条例でこの二つに限って定義してしまうことで、「障害を理由とする差別」の範囲を絞り、今後の取組の範囲も絞ってしまうことにもなりかねない。（山本委員・群馬弁護士会）
- カ 「**合理的配慮の提供**」について、事業者は差別解消法の規定と同じ努力義務となった。たたき台よりも勢いがなくなっていると感じる。（樺澤委員・群馬県視覚障害者福祉協会）
- キ 「**財政上の措置**」について、できる範囲とするのではなく、必要な合理的配慮をすぐできるよう「講ずるよう努めるものとする」ではなく「講ずるものとする」として欲しい。（早川委員・群馬県聴覚障害者連盟）
- ク 「**相談体制**」は、県の相談窓口相談があり既存の相談機関等につなぐ、あるいは自分で処理した事案について、相談内容を整理・公表する予定はあるのか。（山本委員・群馬弁護士会）
- ケ 「**啓発**」について、広報などどのような取り組みを考えているのか。（樺澤委員・群馬県視覚障害者福祉協会）
- コ 「**教育**」について、児童・生徒だけではなく、「幼児」も入れた方がいいのではないか。（鈴木委員・群馬医療福祉大学）
- サ 「**防災**」について、条例に障害者の個々の特性を把握して、それに応じた対応をすとうたわれているので、福祉避難所が機能するよう、条例を踏まえながら進めて

いただくのは非常に大切だ。(江村委員・群馬県手をつなぐ育成会)

シ 「地域協議会」は、設置済であっても、県の姿勢として条例の中で示した方がよいのではないか。(山本委員・群馬弁護士会)

## 2 名称について

### (1) 「共生社会の実現」を踏まえた名称がよいという意見

ア 我々関係者だけではなく、県民一人ひとりのための条例だということを示すために「共生社会」を踏まえたい(中島委員・群馬県知的障害者福祉協会)

### (2) 「障害を理由とする差別の解消の推進」を踏まえた名称がよいという意見

ア 幸せなまちづくりといったような共生社会を踏まえたものもいいと思ったが、一人ひとりの障壁を解消するための条例であることを示すためには「差別解消」を踏まえた方がよい(早川委員・群馬県聴覚障害者連盟)

イ 「差別解消」がメインに出ている方がいい。(樺澤委員・群馬県視覚障害者福祉協会)

ウ 共生社会も目指したいが、具体的には「差別解消」が入っていた方がよい。(吉邑委員・群馬県精神障害者家族会連合会)

エ 優しい言葉もよいが、名称が長いと覚えにくいので、差別解消をしっかりとやっていく意味で「差別解消」が入っていた方がよい。(水沼委員・群馬県難病団体連絡協議会)

### (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進」と「障害及び障害者に対する理解の促進」を踏まえた名称がよいという意見

ア 最終目的は共生社会の実現だが、差別解消と理解の促進が十分ではないので、それを示すのもありかと思う。(眞下委員・群馬県身体障害施設協議会)

イ タイトルは条例の顔。共生社会がゴールなのは間違いないが、差別があり、その芽を摘むことを明らかにするためには「差別解消」があった方がよい。差別解消が進まない根っこには理解不足があるため、「理解の促進」も入った方がよい。(山本委員・群馬弁護士会)

### (4) その他

ア 条例は障害当事者の目にもとまるので、言葉の意味を理解しにくい人が見てもわかりやすい名称にしてほしい。(高森委員・群馬県自閉症協会)

## 3 前文について

ア 「誰もが障害を有する可能性があること」と入れて欲しい。(水沼委員・群馬県難病団体連絡協議会)

イ 「誰もが障害になりえる(年齢に問わず)」と入れて欲しい。(樺澤委員・群馬県視覚障害者福祉協会)

#### 4 その他

- ア この条例が施行されることにより、様々な障害当事者、そのご家族が地域の皆様と共生社会に向けて互いに歩み寄り、理解しわかり合える群馬県になって欲しいと強く思う。車いすユーザーが生活している中で抱えている様々な課題を解決していく為には全県民で社会的障壁の除去に向けて解決行動していくことこそが必要であり、この条例施行によって県民の意識が問題解決は私たち一人一人がやらなければいけないことだと気付いて行動してもらえらることと期待している。そしてこの条例が出来上がって“終わり”とならないで、発展、継続していく条例となつていただくことで、すべての県民が本当に平等で安心して暮らしやすい街にするために全県民で推進していく条例となつていただきたい。（飯島委員代理・群馬県せきずい損傷者協会）
- イ 条文の内容については、このような内容でやむを得ないと思うが、この後が大事である。いかに、どのような施策をしていくのか、その具体的な施策が一番大事になってくる。具体的な施策をしっかりとやっていただくこと、具体的にどのようなものが出てくるのかを、これから我々は注視していかなければならない。（水沼委員・群馬県難病団体連絡協議会）
- ウ 素案の中に「支援を受けられる社会」という文言がある。小・中・高校生の小さな子ども達をこれから世に送り出す親として、そのような社会に出してあげたい。その言葉にとっても共感した。将来の就労に向けて今頑張っているところである。できるだけ皆様の理解を得て明るい社会に向けて歩んで行かせてあげたいというのが、親の気持ちである。（船津委員・群馬県特別支援学校PTA協議会）